

## 議案第94号

### 伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正について

伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

#### 伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例（平成16年伊賀市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「5月及び11月」を「6月まで及び12月まで」に改め、同条第2項中「事故の」を「、事故の」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「に規定する時期」を加える。

第3条第1項中「5月」を「6月まで」に改め、同項第5号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項中「11月」を「12月まで」に、「4月1日」を「その年の4月1日」に改める。

第4条第1項中「次」を「伊賀市公告式条例（平成16年伊賀市条例第3号）の定めるところによるほか、市広報への掲載その他」に改め、同項各号を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。